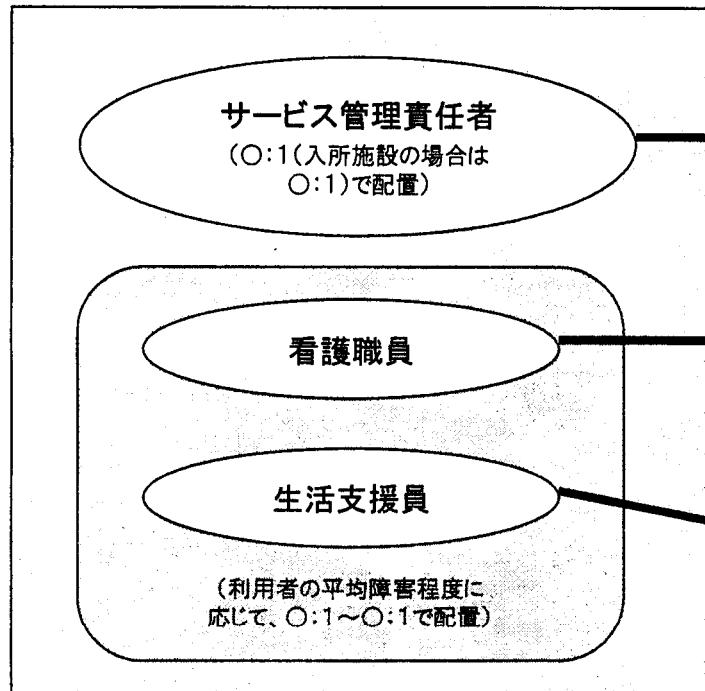


3. 日中活動のポイント

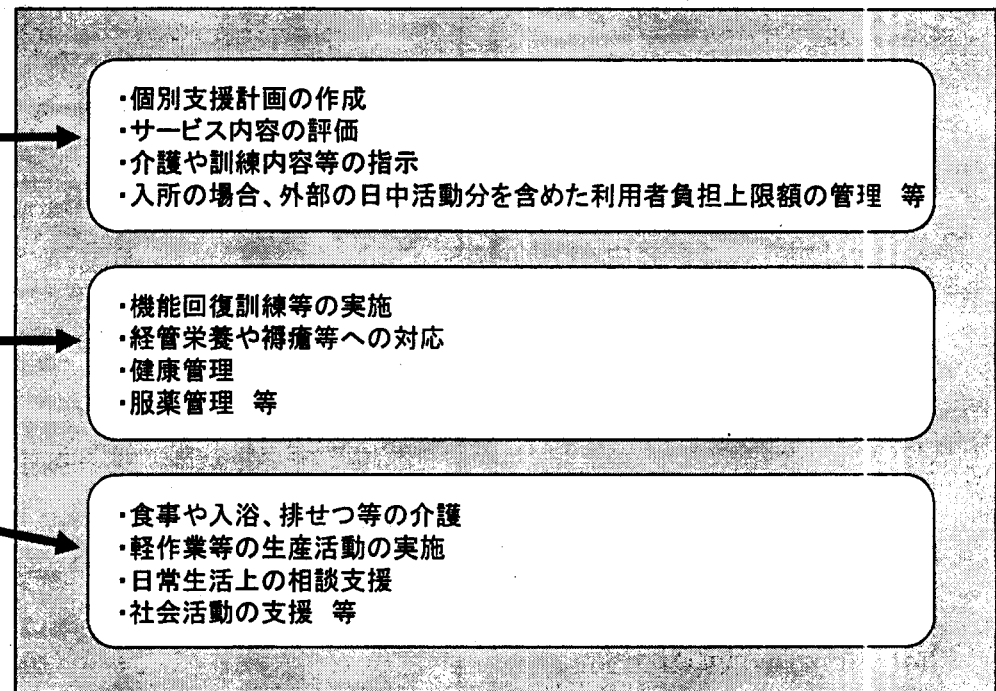
生活介護事業

○ 常時介護を要する者に対し、食事、入浴等の介護、生産活動や創作的活動の機会提供等を実施。

(人員配置)



(サービス内容)

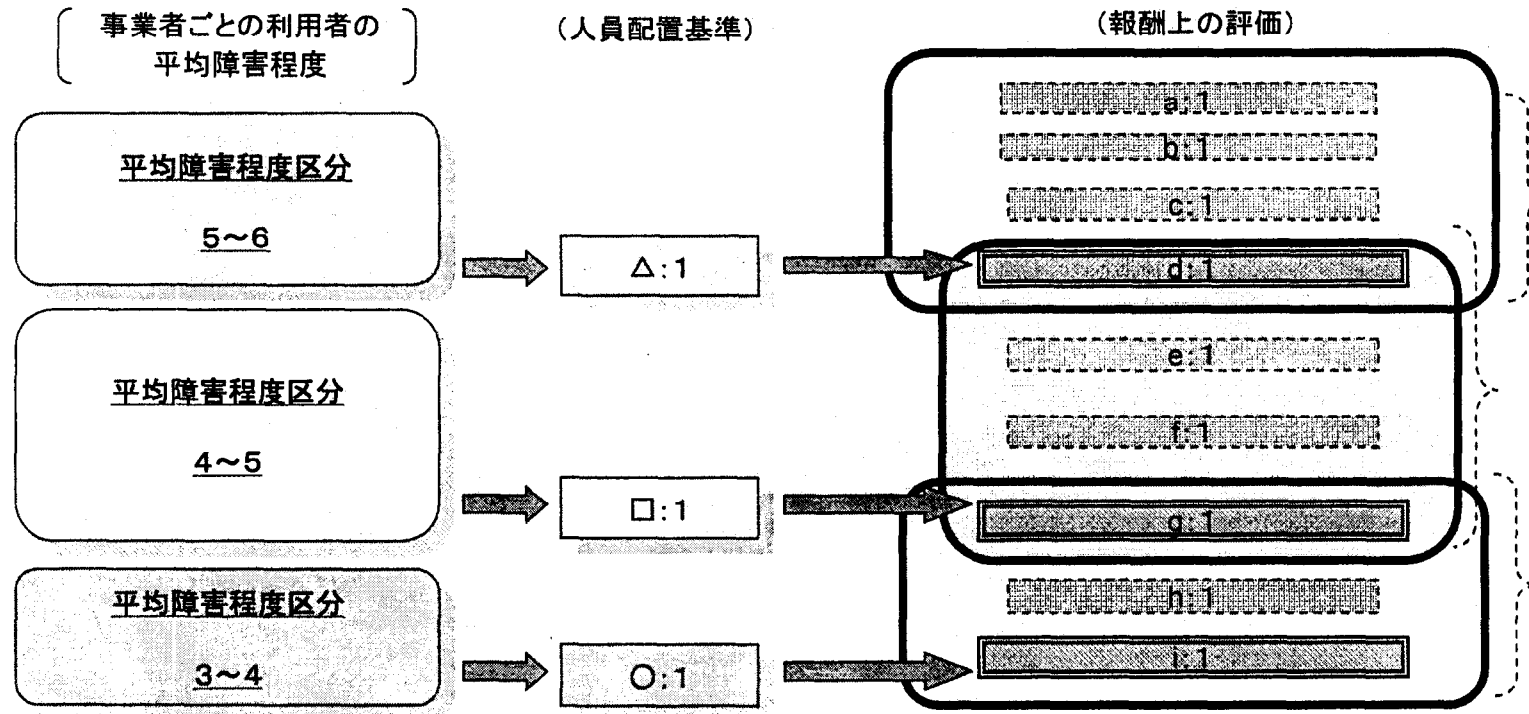


※1 居住の場として、夜間の介護等を行う「施設入所支援」を実施。
※2 利用期間の制限なし(利用者の状態に応じて地域移行を支援)。

【ポイント】

1. 人員配置基準

- 障害種別等により、利用者の状態や支援のあり方が多様であることから、事業者ごとの利用者の平均的な障害程度に応じ、複数の人員配置基準を設定。
- 報酬については、個々の利用者の状態像に応じた単価とするのではなく、サービスの提供体制に応じた単価設定とし、事業者が、利用者の平均的な障害程度及び重度の障害者の人数に応じ、指定基準に加えて人員を加配した場合には、報酬上評価。



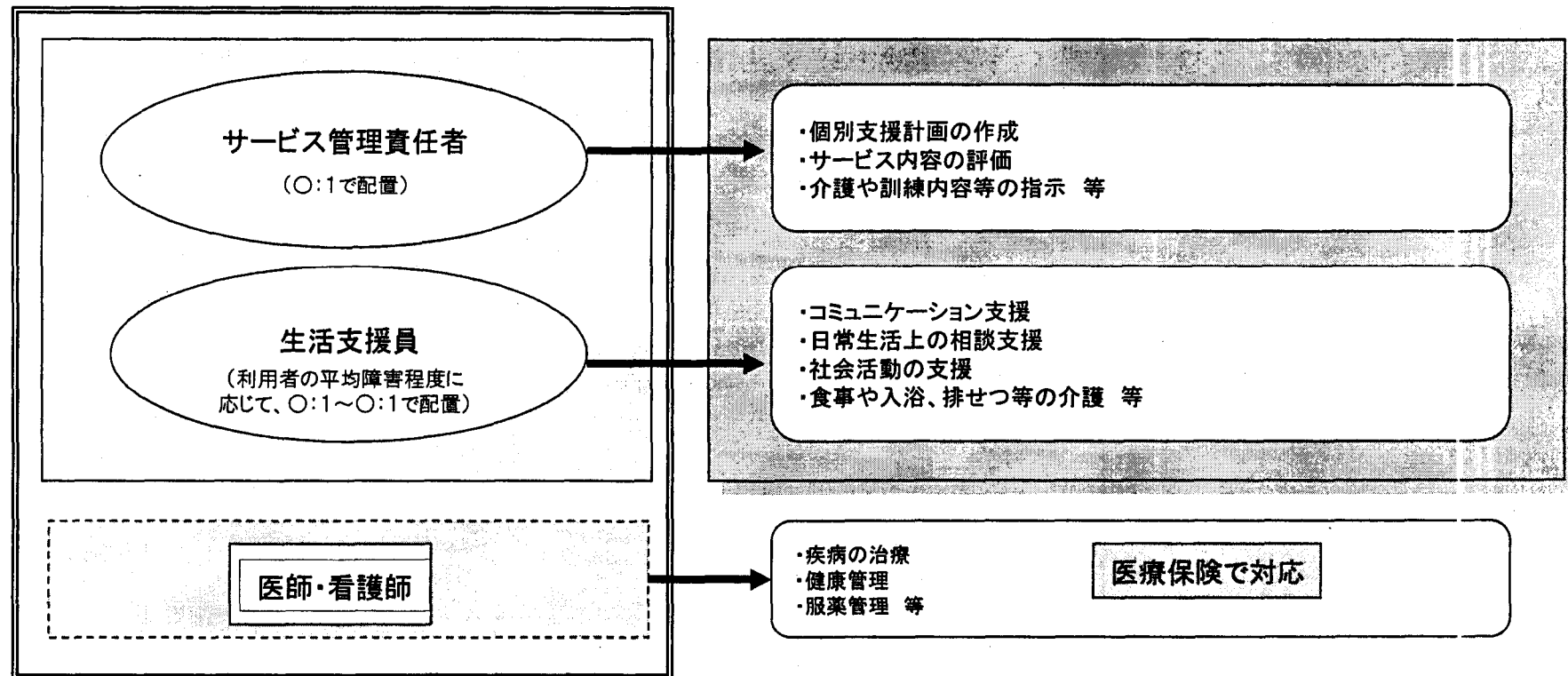
事業者が、指定基準に加えて職員を配置した場合には評価

療養介護事業

○ 病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を要する者に対し、医学的管理の下における介護、日常生活上の支援等を実施。

(人員配置)

(サービス内容)



※1 食費については、医療保険より給付。

※2 利用期間の制限なし(利用者の状態に応じて地域移行を支援)。

【ポイント】

1. 対象者

- ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者、筋ジストロフィー患者及び重症心身障害者について、適切な医療及び常時の介護が提供される環境を確保。

2. 事業者の指定

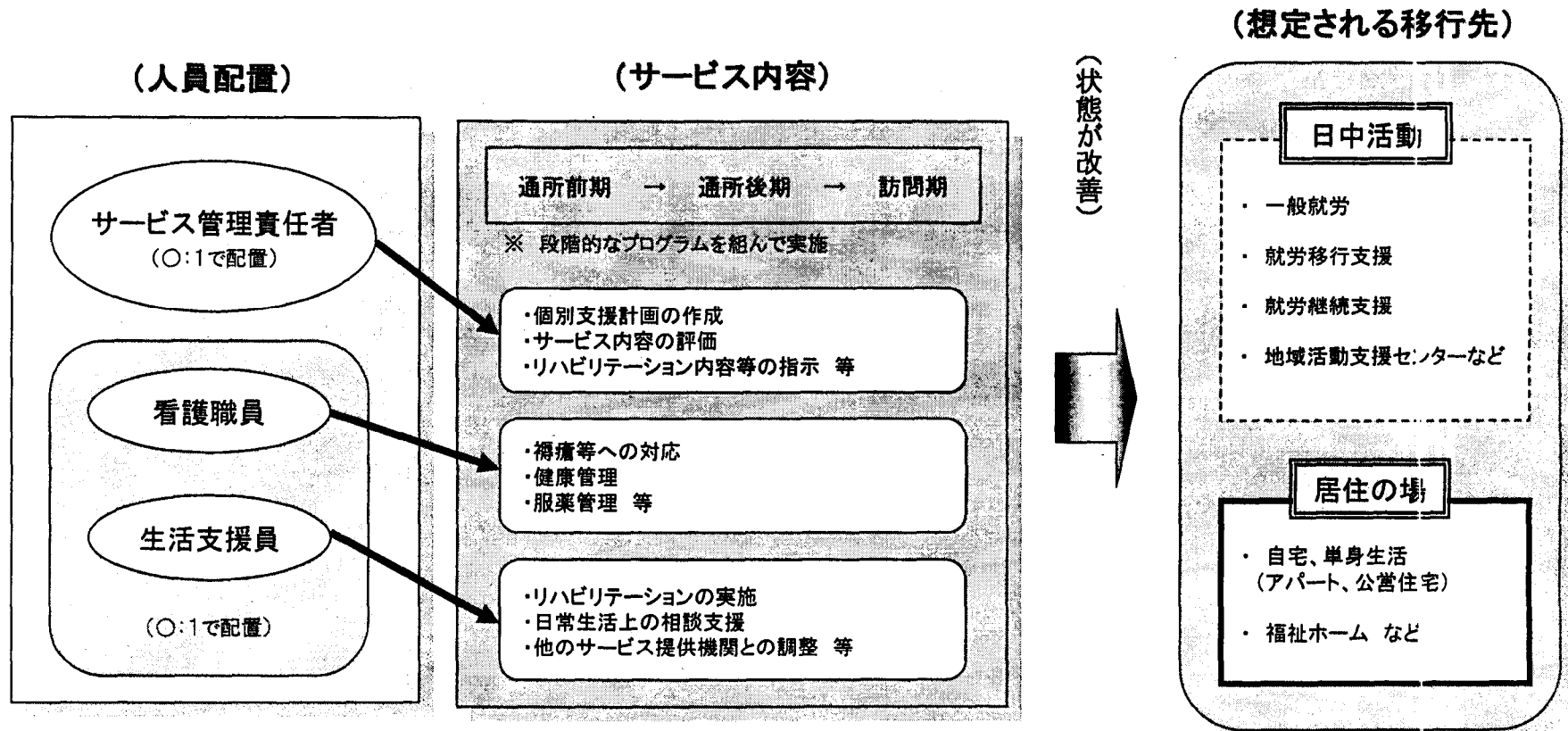
- 利用者への介護を適切に行う体制が確保されているものとして、指定基準を満たしている医療機関を指定。

3. 人員配置基準

- 利用者が意思疎通への支援や手厚い介護を要する重度の障害者であることを踏まえ、生活支援員を配置。その際、事業者ごとの利用者の平均障害程度区分に応じ、指定基準に加えて人員を配置した場合には、報酬上評価。
- 重度の障害者への入院医療の提供にふさわしい人員を配置。

自立訓練(機能訓練)事業

- 身体障害者に対し、地域生活を営むことができるよう、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を実施。

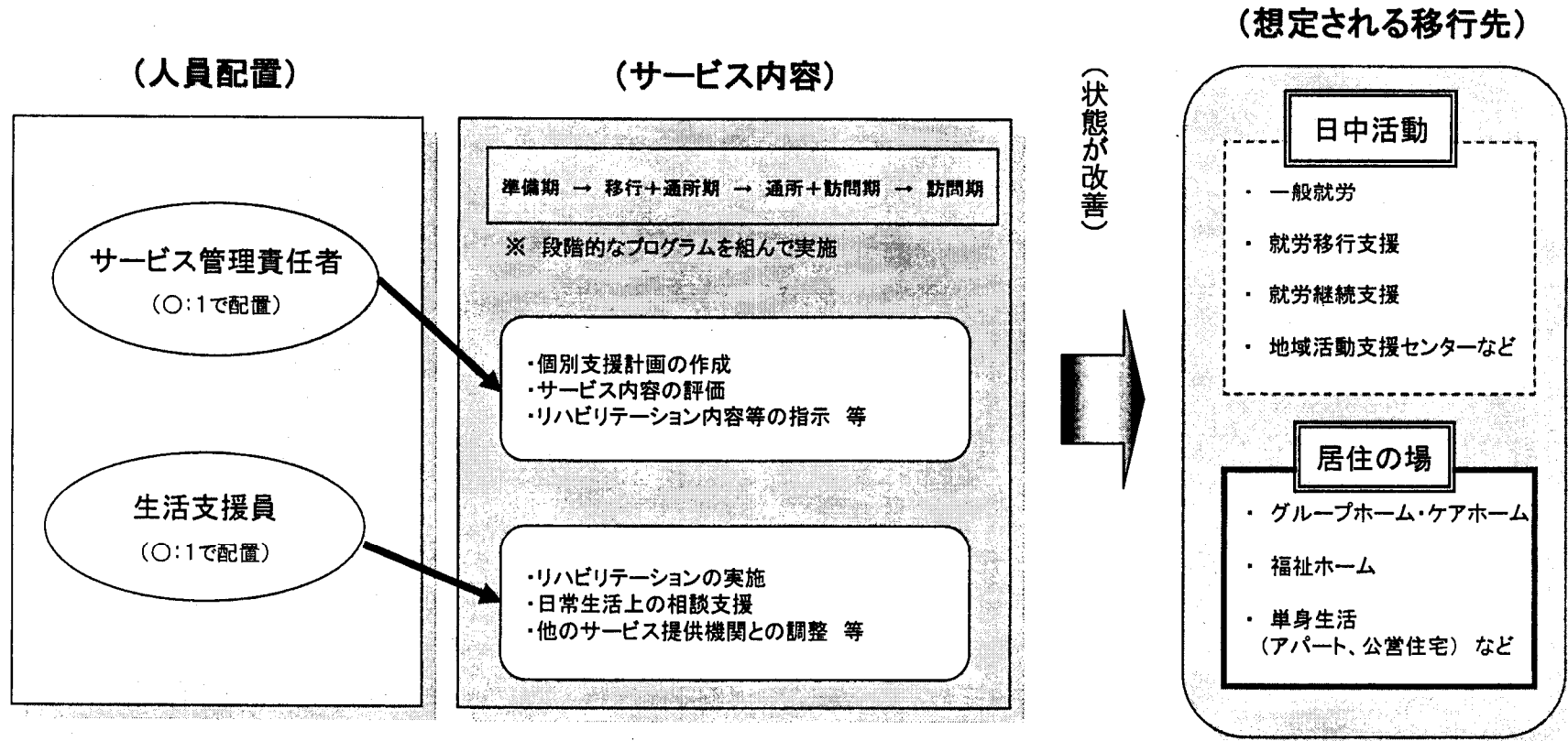


※1 原則、通所や訪問によるサービスを組み合わせ、必要に応じ施設入所支援と併せて実施。

※2 利用期間を限定。

自立訓練(生活訓練)事業

- 知的障害者・精神障害者に対し、地域生活を営むことができるよう、日常生活能力の向上を図り、サービス提供機関との連絡調整を行う等の支援を実施。



- ※1 原則、通所や訪問によるサービスを組み合わせ、必要に応じ短期滞在、施設入所支援と併せて実施。
- ※2 利用期間を限定。

【ポイント(機能訓練・生活訓練共通)】

1. サービスの提供

- サービスを効果的・効率的に提供し、的確に目標が達成されるよう、個々の利用者ごとに、個別支援計画により、標準期間(機能訓練1年6ヶ月、生活訓練2～3年)の範囲内で利用期間を設定し、その間に達成する目標や支援の内容を位置付けるとともに、サービス提供期間を通じた支援プロセスを管理。
- 支援の進捗状況に応じ、通所によるサービスと自宅等の訪問によるサービスを組み合わせ、段階的に実施し、それぞれ報酬上評価。
- サービス提供の開始に当たり、暫定支給決定期間において、利用者の意思、支援効果の見込み、達成目標等を確認し、これを報酬上評価。
- 利用期間について、標準期間に基づき設定する一定期間の範囲内で更新を可能とし、これを超える場合には、市町村審査会の個別審査により判定。
なお、事業者ごとの平均利用期間が標準期間を超える場合には、報酬を減算。

【機能訓練】

1. 訪問による訓練

- 病院におけるリハビリテーションの後、居宅における日常生活上の訓練が必要であって、通所によるサービスの利用が困難と認められる等の場合、訪問に限定したサービスを報酬上評価。

【生活訓練】

1. 訪問による訓練

- 日中は、就労等のため、通所によるサービス利用が困難であって、住まいの場における日常生活面の訓練が必要であると認められる者について、訪問によるサービスと、必要に応じた短期間の滞在を組み合わせるサービスを報酬上評価。

2. 短期間の施設滞在

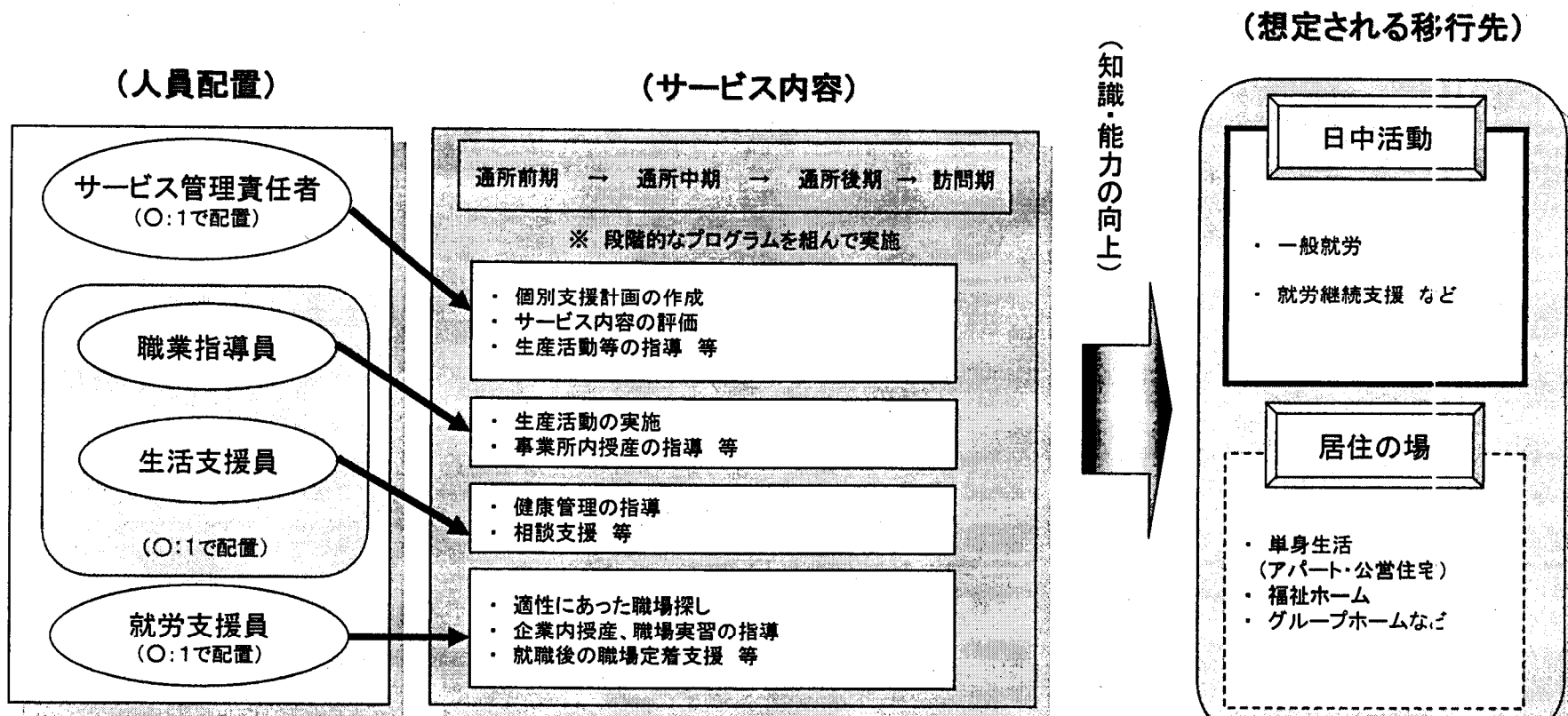
- 短期間の施設への滞在について、①生活訓練の一環として、個別支援計画に基づき提供される場合、②心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる場合、報酬上評価。

3. 精神障害者の退院の促進

- 精神科病院からの病棟転換等を行い、入院患者の退院を促進するよう、夜間を含めた自立訓練事業を行う場合、報酬上一定の評価を行う。

就労移行支援事業

○ 一般就労等を希望する者に対し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労・定着を図る支援を実施。



※1 通所によるサービスを提供、必要に応じ施設入所支援を付加。

※2 利用期間を限定。

【ポイント】

1. サービスの提供

- サービスを効果的・効率的に提供し、的確に目標が達成されるよう、個々の利用者ごとに、個別支援計画により、標準期間(2年)の範囲内で利用期間を設定し、その間に達成する目標や支援の内容を位置付けるとともに、サービス提供期間を通じた支援プロセスを管理。
- 支援の進捗状況に応じ、通所によるサービスと職場等の訪問によるサービスを組み合わせ、段階的に実施し、これらを報酬上評価。
- サービス提供の開始に当たり、暫定支給決定期間において、利用者の意思、支援効果の見込み、達成目標等を確認し、これを報酬上評価。
利用期間について、標準期間に基づき設定する一定期間の範囲内で更新を可能とし、これを超える場合には、市町村審査会の個別審査により判定。
なお、事業者ごとの平均利用期間が標準期間を超える場合には、報酬を減算。

2. 目標(一般就労)の達成度に応じた評価

- 事業の利用を通じて一般就労し、かつ、その職場に継続して就労する者が、利用者の一定割合に達する場合、これを報酬上評価。

3. 精神障害者の退院の促進

- 精神科病院からの病棟転換等を行い、入院患者の退院を促進するよう、夜間を含めた就労移行支援事業を行う場合、報酬上一定の評価を行う。